

令和6年度に係る個人住民税の口座振替について

これまで個人住民税の納付方法について、口座振替依頼書にて第1期目に全期前納（一括口座振替）選択されていた方におかれましては、個人住民税の全額を第1期目に口座振替しております。

しかし、令和6年度においては、定額減税※1により、第1期目の個人住民税の税額が0円となる対象者については、金融機関において、一括納付ができず、全期前納ではなく、各期（毎月）での口座振替となります。

なお、個人住民税の第1期目の税額が1円以上ある方や固定資産税と国民健康保険税の口座振替につきましては、これまでどおり第1期目に全額を口座振替いたします。

そのため、全期前納を選択されている対象者の皆様におかれましては、口座残高等についてご確認をお願いいたします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

●定額減税により個人住民税の第1期が0円となる場合

税目	第1期目の調定額	口座振替方法
個人住民税	0円	各期
固定資産税	1円以上	全期前納
国民健康保険税	1円以上	全期前納

●個人住民税の第1期目が1円以上となる場合

税目	第1期目の調定額	口座振替方法
個人住民税	1円以上	全期前納
固定資産税	1円以上	全期前納
国民健康保険税	1円以上	全期前納

★（例）定額減税により個人住民税の第1期目が0円となる対象者

均等割：¥4,500（+森林環境税¥1,000）+ 所得割：¥94,500 = 年税額¥100,000

~~①~~ ① ① ① ① ① ① ① ① ←10期で分けると、期別¥10,000ずつだが、

定額減税により1期目が0円になるため口座振替での全期前納ができない！

よって各期での口座振替となる。

1期目に¥10,000
が定額減税される

※1 定額減税とは

令和6年度税制改正により、所得税は本人、扶養親族1人につき3万円、個人住民税は本人、扶養親族1人につき1万円の減税がなされます。今回のような個人住民税（普通徴収）の場合、第1期分の納付額から減税（1人：1万円）されることとなっております。